

受 験 番 号	
------------	--

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

1. 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
2. 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題1

【貨物自動車運送事業法】（定義）

この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

()

問題2

【道路運送車両法】（変更登録）

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

()

問題3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が七トン以上かつ最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業者用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計に記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

()

問題 4

【道路交通法】（最低速度）

自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で進行してはならない。

()

問題 5

【貨物自動車運送事業法】（名義の利用等の禁止）

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

()

問題 6

【労働基準法】（労働条件の決定）

労働条件は、労働者と事業者（使用者（※））が、対等の立場において決定すべきものである。

（※使用者とは、労働基準法第 10 条でいう使用者（事業主等）をいう。）

()

問題 7

【自動車事故報告規則】（報告書の提出）

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）は、その使用する自動車について省令で定める事故があつた場合には、当該事故があつた日から 30 日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書 3 通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

()

問題 8

【道路運送法】（自動車に関する表示）

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号を見やすいように表示しなければならない。

()

問題 9

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

連続運転時間（一回が連続十五分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、四時間を超えないものとすること。

()

問題 10

【道路運送車両法】（定期点検整備）

貨物自動車運送事業の用に供する自動車は3ヶ月毎に定期点検を行わなければならない。

()

問題 11

【貨物自動車運送事業法】（事業計画）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が事業計画に違反していると認めるときは、当該運行管理者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

()

問題 12

【労働安全衛生法】（事業者等の責務）

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

()

問題 13

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、代表権を有する役員又は社員を変更する場合には、あらかじめ、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければならない。

()

問題 14

【道路運送車両法】（整備管理者）

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とする認められる車両総重量八トン以上又は最大積載量が五トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

()

問題 1 5

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

()

問題 1 6

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、法令で定める事項を記載し、かつ、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

()

問題 1 7

【貨物自動車運送事業法】（運送約款）

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更する旨を届け出たときは、その運送約款については、認可を受けたものとみなす。

()

問題 1 8

【労働基準法】（作成及び届出の義務）

常時五人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。

()

問題 1 9

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（事故の記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を主たる事務所において三年間保存しなければならない。

()

問題 2 0

【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）

一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更するときは、あらかじめ、運賃料金設定（変更）届出書を、地方運輸局長に提出しなければならない。

()

問題 2 1

【道路運送車両法】（点検整備記録簿）

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、法律で定められた内容を記載しなければならない。

()

問題 2 2

【下請代金支払遅延等防止法】（書面の交付等）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

()

問題 2 3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、乗務開始時及び終了時に行う点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行わなければならない。

()

問題 2 4

【労働安全衛生法】（事業者等の責務）

事業者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

()

問題 2 5

【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

()

Ⅱ. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【貨物自動車運送事業法施行規則】（運送約款の記載事項）

運送約款に記載しなければならない事項について誤っているものはどれか。①から③より選び、() 内にその番号を記入しなさい。

- ①貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- ②積込み及び取卸しに関する事項
- ③営業所、自動車車庫、休憩睡眠施設に関する事項

()

問題 2 7

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者等は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則で規定する事故があった場合には、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないこととされているが、その対象となる事故として、誤っているものを次の①から③より選び、() 内にその番号を記入しなさい。

- ① 2人以上の死者を生じた事故
- ② 10人以上の負傷者を生じた事故
- ③ 無免許運転を伴う事故

()

問題 28

【道路交通法】（駐車を禁止する場所）

公安委員会の定めるところにより警察署長からの許可を受けた場合を除き、車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及びその他の道路の部分において駐車してはならないが、以下の内容のうち、その他の道路として誤っているものはどれか。①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分
- ② 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽さうの側端又はこれらの道路に接する出入口から五メートル以内の部分
- ③ 火災報知機から五メートル以内の部分

()

問題 29

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、国土交通大臣が告示で定めるところにより、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならないことになっているが、誤っている事項を①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運転者として新たに雇い入れた者
- ② 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者
- ③ 高齢者（六十才以上の者をいう。）

()

問題 30

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

事業者（使用者（※））は、貨物自動車運送事業に従事する運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間について定められている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

（※ 使用者とは、労働基準法第10条でいう使用者（事業主等）をいう。）

- ・ 拘束時間は、1箇月について（ A ）時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。
- ・ 1日についての拘束時間は、（ B ）時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は（ C ）時間とすること。

- ① A : 293 B : 13 C : 16
- ② A : 273 B : 13 C : 21
- ③ A : 293 B : 8 C : 16

()

受 験 番 号	
------------	--

試験日：令和3年7月

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

(注意事項)

1. 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
2. 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

- I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1

【貨物自動車運送事業法】（定義）

この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【貨物自動車運送事業法】 (×)

第2条第1項、第3条、第35条第1項、第36条第1項

- 問題 2 誤：貨物軽自動車運送事業を経営しようとする者は届け出なければならない。

【道路運送車両法】（変更登録）

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

【道路運送車両法】 (×)

第12条第1項

誤：30日以内

問題 3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が七トン以上かつ最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業者用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計に記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (×)

第9条

誤：七トン以上かつ…
正：七トン以上又は…

問題 4

【道路交通法】（最低速度）

自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で進行してはならない。

【道路交通法】 ()

第75条の4

問題 5

【貨物自動車運送事業法】（名義の利用等の禁止）

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

【貨物自動車運送事業法】 ()

第27条第1項、第2項

問題 6

誤：ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

【労働基準法】（労働条件の決定）

労働条件は、労働者と事業者（使用者（※））が、対等の立場において決定すべきものである。

（※使用者とは、労働基準法第10条でいう使用者（事業主等）をいう。）

【労働基準法】 ()

第2条

問題 7

【自動車事故報告規則】（報告書の提出）

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）は、その使用する自動車について省令で定める事故があつた場合には、当該事故があつた日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を經由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

【自動車事故報告規則】 ()

第3条第1項

問題 8

【道路運送法】（自動車に関する表示）

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号を見やすいように表示しなければならない。

【道路運送法】 ()

第95条

問題 9

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）
連続運転時間（一回が連続十五分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、四時間を超えないものとする。

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】 (×)

第4条第1項第5号

誤:十五分 正:十分

問題 10

【道路運送車両法】（定期点検整備）
貨物自動車運送事業の用に供する自動車は3ヶ月毎に定期点検を行わなければならない。

【道路運送車両法】 (○)

第48条

問題 11

【貨物自動車運送事業法】（事業計画）
国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が事業計画に違反していると認めるときは、当該運行管理者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

【貨物自動車運送事業法】 (×)

第8条第2項

誤:運行管理者に対し
正:一般貨物自動車運送事業者に対し

問題 12

【労働安全衛生法】（事業者等の責務）
事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

【労働安全衛生法】 (○)

第3条第1項

問題 13

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）
一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であつて、代表権を有する役員又は社員を変更する場合には、あらかじめ、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければならない。

【貨物自動車運送事業法施行規則】 (×)

第44条

誤:あらかじめ。

問題 14

【道路運送車両法】（整備管理者）
自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量八トン以上又は最大積載量が五トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

【道路運送車両法】 (×)

第50条第1項

誤:又は最大積載量が五トン以上

問題 1 5

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】 ()

第1条

問題 1 6

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (運転者台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、法令で定める事項を記載し、かつ、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 ()

第9条の5

問題 1 7

【貨物自動車運送事業法】 (運送約款)

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合 (これを変更して公示した場合を含む。) において、事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更する旨を届け出たときは、その運送約款については、認可を受けたものとみなす。

【貨物自動車運送事業法】 ()

第10条第1項、第3項

誤: 変更する旨を届け出たときは

問題 1 8

【労働基準法】 (作成及び届出の義務)

常時五人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。

【労働基準法】 ()

第89条

誤: 五人 正: 十人

問題 1 9

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を主たる事務所において三年間保存しなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 ()

第9条の2

誤: 主たる事務所において

問題 2 0

【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）

一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更するときは、あらかじめ、運賃料金設定（変更）届出書を、地方運輸局長に提出しなければならない。

【貨物自動車運送事業報告規則】

（ × ）

第2条の2

誤：あらかじめ

問題 2 1

【道路運送車両法】（点検整備記録簿）

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、法律で定められた内容を記載しなければならない。

【道路運送車両法】

（ ○ ）

第49条

問題 2 2

【下請代金支払遅延等防止法】（書面の交付等）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

【下請代金支払遅延等防止法】

（ ○ ）

第3条

問題 2 3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、乗務開始時及び終了時に行う点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行わなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ ○ ）

第7条第3項

問題 2 4

【労働安全衛生法】（事業者等の責務）

事業者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

【労働安全衛生法】

（ × ）

第4条

誤：事業者は、… 正：労働者は、…

問題 2 5

【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

【貨物自動車運送事業法】

(X)

第18条第1項

誤:国土交通大臣が認定する講習を修了した者
正:運行管理者資格者証の交付を受けている者

II. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【貨物自動車運送事業法施行規則】（運送約款の記載事項）

運送約款に記載しなければならない事項について誤っているものはどれか。①から③より選び、() 内にその番号を記入しなさい。

- ① 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- ② 積み込み及び取卸しに関する事項
- ③ 営業所、自動車車庫、休憩睡眠施設に関する事項

【貨物自動車運送事業法施行規則】

(③)

第11条

問題 2 7

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者等は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則で規定する事故があった場合には、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないこととされているが、その対象となる事故として、誤っているものを次の①から③より選び、() 内にその番号を記入しなさい。

- ① 2人以上の死者を生じた事故
- ② 10人以上の負傷者を生じた事故
- ③ 無免許運転を伴う事故

【自動車事故報告規則】

(③)

第4条

問題 28

【道路交通法】（駐車を禁止する場所）

公安委員会の定めるところにより警察署長からの許可を受けた場合を除き、車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及びその他の道路の部分において駐車してはならないが、以下の内容のうち、その他の道路として誤っているものはどれか。①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分
- ② 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽その側端又はこれらの道路に接する出入口から五メートル以内の部分
- ③ 火災報知機から五メートル以内の部分

【道路交通法】 (③)

第45条

問題 29

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、国土交通大臣が告示で定めるところにより、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならないことになっているが、誤っている事項を①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運転者として新たに雇い入れた者
- ② 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者
- ③ 高齢者（六十才以上の者をいう。）

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (③)

第10条第2項

問題 30

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

事業者（使用者（※））は、貨物自動車運送事業に従事する運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間について定められている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

（※ 使用者とは、労働基準法第10条でいう使用者（事業主等）をいう。）

- ・拘束時間は、1箇月について（ A ）時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3、516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。
- ・1日についての拘束時間は、（ B ）時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は（ C ）時間とすること。

- ① A : 293 B : 13 C : 16
- ② A : 273 B : 13 C : 21
- ③ A : 293 B : 8 C : 16

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】 (①)

第4条

貨物自動車運送事業法令試験実施結果

関東運輸局

	受験者数	合格者数
令和3年7月	90	51